

月報私学

6
2013
Vol.186

日本私立学校振興・共済事業団広報



関西大学初等部では「考動－学びを深め 志高く－」を校訓に掲げ、思考力の育成を柱に、知的好奇心を持って主体的に思考する力を育む教育を展開しています。
写真提供：学校法人 関西大学 関西大学初等部（大阪府高槻市）

CONTENTS

- 平成25年度 私学事業団の事業計画と予算..... 2
- 就任のあいさつ 理事 栗山雅秀／金子 正..... 5
- 連載①「魅力あふれる学校づくりを目指して」
思考力育成を一貫教育の柱に..... 6
- 第4回 私学リーダーズセミナー・第2回 私学スタッフセミナーの開催..... 8
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します..... 9
- 標準給与の定時決定／必ず基礎年番号をご記入ください／共済制度学校法人等調査を実施します.....10
- 標準給与改定が必要なとき.....11
- 平成25年度の年金額／「年金請求についてのご案内」の送付時期.....12
- 人間ドック利用費用の補助.....13
- I N F O R M A T I O N.....14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

平成二十五年 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校
の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成二十五年度は、東日本大震災の復興分(六二億一、七二五万円)を含む三、二二七億三、二二五万円を国から受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

また、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等のため、通常より有利な貸付条件で融資を行います。

二十五年度の貸付事業計画額は、六三〇億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金三八五億

円、自己調達資金二四五億円(うち、共済業務にかかる長期勘定からの借入れ一八二億円)を予定しています。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置(昭和四十年大蔵省告示第二五四号)が受けられます。

二十五年度は、受入計画額一四〇億円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究費に充当して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置(特定公益増進法人の措置)が受けられます。

二十五年度は、学術研究振興基金の

受入計画額五〇〇万円、学術研究振興資金の交付計画額一億三、〇〇〇万円を予定しています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、五三億九、二三八万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身で経営上の問題点の早期発見を可能とするための方策や、学校法人が自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

一 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。また、学校法人からの相談内容が専門的知見を要する場合には、弁護士・公認会計士等の外部有識者の助力を得て対応します。

二 経営上の問題点を発見するための自己診断チェックリストの見直しと充実を図ります。

三 私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図るため、アンケート調査や経営改善事

例の蓄積等により、情報収集・提供機能を改善します。

また、本事業団主催のセミナー等において、ネットワークを利用した「私学情報提供システム」の説明を行い、利用促進を図ります。

四 情報収集・調査結果を研究・分析

し、ホームページ等へ掲載し提供を行うとともに、これらに関するセミナー等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図ります。

① 学校法人の理事長、大学・短期大学の学長等のリーダーを対象に経営面・教学面の知識を深め、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図るセミナーを実施します。

② 大学等の職員を対象に人材養成を目的としたセミナーを実施します。

③ アンケート結果等を踏まえ大学・短期大学を対象とした経営改革・改善に役立つセミナーを実施します。

④ 学校法人の経営改善に資するため、「今日の私学財政」、「私立大学・短期大学等入学志願動向」、「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告(大学・短大編)」を刊行します。

五 大学ポータルレポート(仮称)構想に連携して、私学版大学ポータルレポートを構築します。

六 学校法人会計基準の改正に関する周知を関係機関と連携して行います。

表 構成員・標準給与・標準賞与推計

区 分	①構成員（人）	②標準給与の 平均月額（円）	③標準賞与の 平均年額（円）
合計加入者	534,301	373,043	1,316,215
（短期加入者）	(531,059)	(372,390)	(1,311,147)
（長期加入者）	(508,708)	(362,760)	(1,233,913)
被扶養者	347,893	—	—
年金受給者	398,237	—	—
総 計	1,280,431	—	—

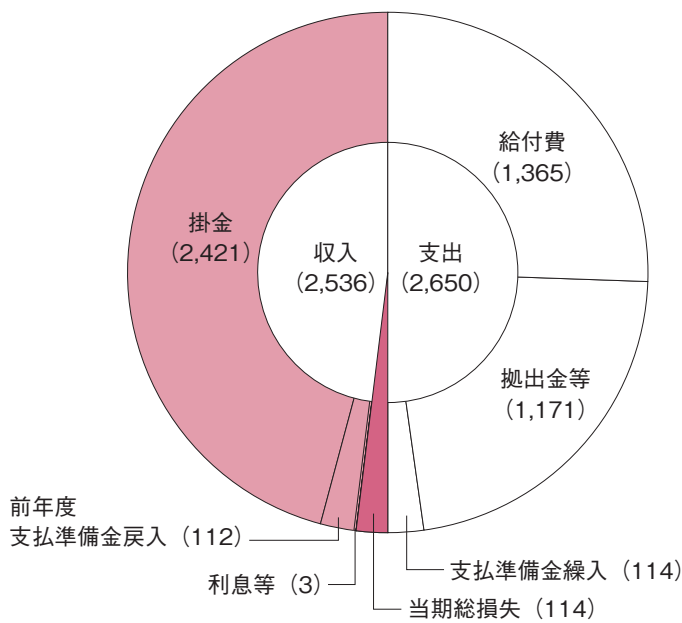
共 済 業 務

私学共済制度の構成員と標準給与

二十五年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計一二八万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。

また、標準給与の平均月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②、③のとおり推計しました。

図1 短期給付事業の予算収支(単位：億円)

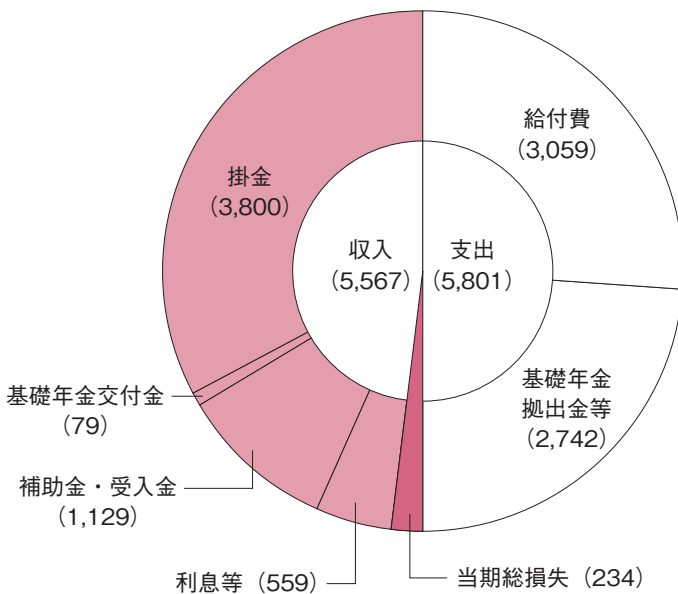


短期給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期掛金率のうち給付分掛金率は、短期給付事業の財政状況を勘案のうえ、百分の七・三九に変更しました(前年度掛金率百分の六・五二)。

また、介護分掛金率は介護納付金の増額を勘案して百分の一・〇七四(前年度掛金率百分の一・〇二五)としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ二七八億円(二二・九六%)の増加となる見込み

図2 長期給付事業の予算収支(単位：億円)



長期給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

です。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ二六億円(二・九五%)の増加を見込んでいます。また、他制度への拠出金等として、前期高齢者納付金三二八億円、後期高齢者支援金五〇八億円を見込みました。さらに、介護納付金一九五億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入(二、四二四億円)と給付費及び拠出金等の支出(二、五三六億円)との収支差一一二億円に、支払準備金の戻入と繰入との差額を加えた一一四億円が

当期総損失となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の十二分の一に相当する金額を積み立てています。

長期掛金率は、二十一年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の一三・六四六(都道府県からの補助が行われた場合、その分軽減されます。ただし、長期賞与掛金

に対する補助はありません。前年度掛金率百分の一・三・二九二に変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一五〇億円（四・一〇％）の増加となる見込みです。国庫補助金は、基礎年金拠出金の二分の一相当額など総額一、〇五九億円が措置されています。

給付費については、二十五年度の年金額が二十五年十月（十二月定期支給期）から一・〇％引き下げられることとなりましたが、年金者数の増加により、前年度に比べ七二億円（二・四〇％）の増加となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金二、〇八三億円、年金保険者拠出金六五八億円等を見込み、図2のとりの収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（五、五六七億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（五、八〇一億円）との収支差二三四億円が当期総損失となる見込みです。なお、二十五年度末の保有資産は、三兆三、五五二億円となる見込みです。

保健事業

特定健康診査、人間ドックやスポーツ施設の利用費用補助を行っています。

二十五年度も前年度と同様に掛金率百分の〇・二五を福祉事業推進のため

の主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し国庫補助金二億二、〇〇〇万円が措置されています。人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として二七億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として一億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として三七億円を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等に利用する会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

備計画及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図3のとりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

なお、二十五年度末の加入者貯金残高は、九、七六三億円となる見込みです。

貸付事業

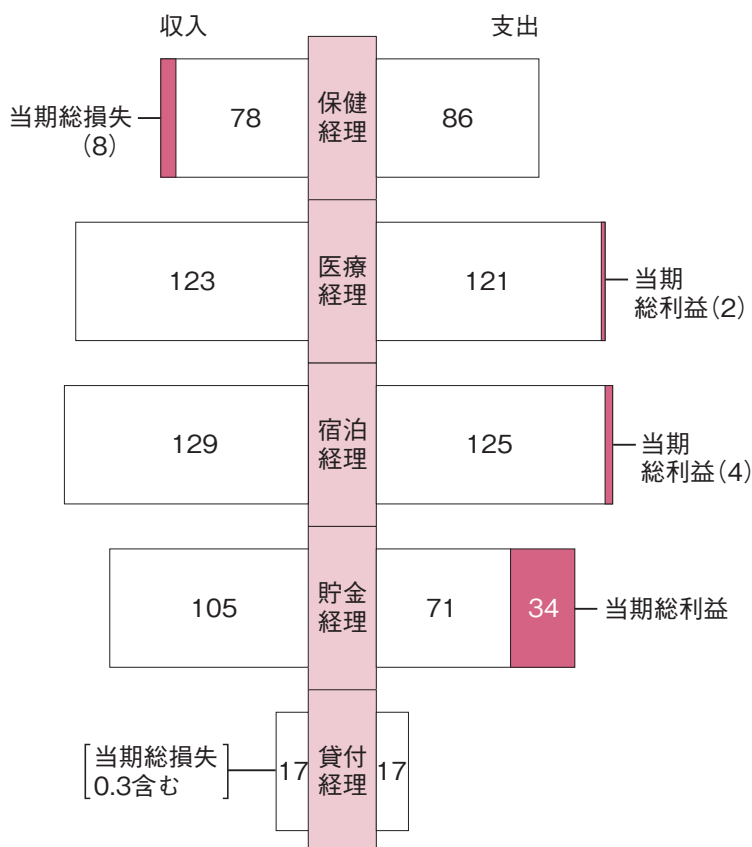
結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

二十五年度の貸付額は、加入者貸付一一億円を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

その他事務費など

短期・長期給付事業の事務を行う費用は、事務費分掛金率百分の〇・一一による掛金収入と国庫補助金二億九、〇〇〇万円を主たる財源としています。

図3 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)



就任のあいさつ



理事

栗山雅秀
くりやま まさひで

このたび四月一日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命し、企画・総務を担当することとなりました。

私立学校の振興のために全力で職務に取り組み所存ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私が私学の振興の仕事に直接かわるの約十年ぶりのことです。十年前、政府では規制緩和と財政再建を進めており、私学を取り巻く環境には厳しいものがありました。

近年においては、こうした経済財政状況に加えて、グローバル化とIT技術の発達が生産性を大きく変化させており、その中で生き抜くことのできる人材の育成が強く求められるようになってきたという意味で私学は大きな課題を背負っているといえます。

もとより、教育は人格の完成を目指すもので教育それ自体の責任として果たすべき役割を持っているものですが、同時に教育は公の性格を有することを考えれば、社会が求めることに確

実に応えていく責務も持っているといわなければなりません。

日本の近代化以降、私学は国民の教育水準を押し上げ、社会の発展を支える数多くの人材を輩出してきたわけであり、このわが国の難局においても必ずやその問題解決に貢献できる多くの人材を育成して社会の要請に応えていくものと確信しています。

本事業団は、その私学の振興のためにこれまで多くの事業を実施し、また、多くの情報を収集しながら私学発展のためにとるべき行動について常に思索してきたことと思います。ですから、私学がその使命を果たせるようにするために何をすべきかは本事業団が最もよく知っているはずであり、その実現のために本事業団の役員にはあらゆる努力が求められているのだと思います。

職員がそのような行動を取れるような環境を作ることとはとても大切なことであり、私自身もそのために最大限の努力をして参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



理事

金子正
かねこ まさし

このたび四月一日付けで、日本私立学校振興・共済事業団の年金・福祉担当理事に就任いたしました。

これまで、本事業団の前身である私立学校教職員共済組合に就職して以来、三十六年余り共済業務に携わって参りました。今後、この経験を活かし、私学教職員の福利厚生制度の充実に努め、私学振興の一助になるよう、全力を尽くして参りたいと思いますので、皆様方のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の社会は少子高齢化に加え、IT化、グローバル化が一段と進展し、社会全体が急速に大きく変化しています。その変化は多くの社会問題や社会構造の変革をもたらしています。

教育面では、国が掲げる国際的に活躍ができる人材の育成や人間力の向上を目指した教育改革をはじめとする多くの課題に対応した学校改革が求められております。私立学校でも、それらに対応しつつ、存在感のある独自性を持つ学校づくりが進められています。

本事業団は、こうした学校に対して、少しでも多くの財政支援及び学校経営に関する情報の提供等を行い、改革の一助になるよう努めたいと思います。

社会保障面では少子高齢化に対応する年金財政の安定的運営及び公的年金の公平性の確保を図るため、昨年八月に被用者年金一元化の法律が成立し、平成二十七年十月から厚生年金に統一されることとなりました。一元化に伴い、職域部分（三階部分）の年金が廃止され、これに代わる新三階年金創設の法律も成立し、同時期に実施されることとなっています。今後は、これらに対応するための事務体制の構築や私学の要望に沿った新三階年金制度になるよう、給付設計を進めて参ります。

今後も本事業団が担う役割を十分認識して、私学の運営基盤の安定・充実及び私学の教職員が安心して教育に従事できるよう福利厚生の充実に努める所存です。未来の日本を担う人材の育成に私学とともに歩んで参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑱

思考力育成を一貫教育の柱に

関西大学初等部 校長 田中 明文

大学の沿革と初等部の創設

関西大学は、一八八六（明治十九）年に関西法律学校として創立され、今年で百二十七年目を迎えます。当時は、帝国議会開設、大日本帝国憲法発布等、我が国の議会政治の黎明期であり、創立者の一二名は、後に大審院長を務めた児島惟謙^{こゑま}など、当時、大阪で活躍していた法曹が中心となっています。

大正十一年の大学令によって大学へ昇格してからは、「学理と実際との調和」「国際的精神の涵養^{かんよう}」「外国語学習の必要」「体育の奨励」を総称した「学の実化^{じっけ}」を指導理念とし、その精神は現在も学是^{がくぜ}として引き継がれています。

また、最近では、「関西大学から世界へ」を合言葉に、「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」を大学全体の目指すべき方向性として、教育・研究を推進し、世界に貢献、活躍できる人間の育成に取り組んでいます。ちなみに「考動」するとは、自主的に考え、自律的かつ積極的に行動することであり、すべての関西大学の構成員は「考動」する関大人として、変化に挑み続けるべきと

されています。

初等部は、このような歴史的な流れのもと、二〇一〇年四月、大阪府高槻市に中・高等部も含めた十二年一貫校として誕生しました。初年度は一年生から三年生までのスタートとなり、今年度になって六年生までの全学年が揃い、学校としての形が整いました。また、中・高等部とは同一敷地というだけでなく、同一校舎（初等部は低層階）という全国的にも珍しいものとなっています。併せて大学の社会安全学部も同一敷地内に開設し、地区の名をとって校地全体を高槻ミューズキャンパス



高槻ミューズキャンパス

と呼んでいます。

一貫校の教育理念としては「『学の実化』の精神に基づき、学理と実際との調和を基本とする教育を展開し、『確かな学力』『国際理解力』『健やかな体』『情感豊かな心』を育成し、高い倫理観と品格を備えた『高い人間力』を有する人間を育成する」と掲げ、現在、初・中・高等部合わせて一、一二七名が学んでいます。

思考力育成と思考スキル

二〇〇九年四月、小・中・高校籍の一九名の教員が開設準備委員となり、教育理念を踏まえて具体的な教育活動の柱について協議し、「思考力育成」を一貫教育の中心に据えることにしました。協議の中では、目に見えない思考を「何を以って思考している」と言えるのかといったことも話題に上りました。最終的に集約された考え方は、「思考は、一般的には、思考、判断、表現と言われるように独立して扱われるが、これらは同時にあるいは関連して生ずるものであり、一貫教育の中では判断や表現までも含み、行動として表出するものを思考として考える」ということになりました。その結果、初等部では思考力の基礎を養い、中等部では、主に独自の「考える科」で展開し、高等部ではプロジェクト学習において推進していくことになりました。思考力育成を教育活動の柱とすることにし

た主な理由は次のようなことです。

①これからの時代は変化の予測すら困難なグローバルな時代といわれ、そのような時代の能力として示されたOECDのキー・コンピテンシー（主要能力）には思考力が不可欠であること。またそれは同時に、本学の「学の実化」や「考動」の精神に密接に繋がるものであること。

②PISA（※）の調査結果に示されているように、我が国の生徒は思考力が弱く、その能力の育成が急務であり、学習指導要領にも思考力重視が示されたこと。

初等部では、思考のためのスキル、つまり、何をどのように考えたらよいのかということを得させることによって、思考力を培うことが出来るのではないかと、いう考えでまとまりました。学習指導要領では「知識・技能の活用を図る学習活動の充実」や「各教科等で習得した知識・技能を相互に関連づけながら解決」等、知識と技能が一体的に扱われており、行動を思考の表出と位置づける本校においては、知識・技能として一体的に扱われる、いわゆる「考える技法」などについても思考と捉えることにし、このような行動を思考のスキルとして習得させることによって、思考力を育成しようとしたものです。

思考スキルの選択にあたっては、学習指導要領に教科横断的に取り上げら

れている行動の記述に着目しました。これには本学の大学院総合情報学研究科の先行研究もあり、多くの指導、助言を得ることができました。また、初等部の開設準備委員の中にも外国の実践をもとに思考スキルの研究を進めてきた者もあり、その教員の実践から示された行動も含めて総合的に判断し、基本的な思考スキルとしての位置づけを行いました。

こうして導き出したのが「比較する」「分類する」「関連づける」「多面的にみる」「組み立てる」「評価する」の六つの思考スキルです。

※PISA…生徒の学習到達度調査 (Programme for International Student Assessment)

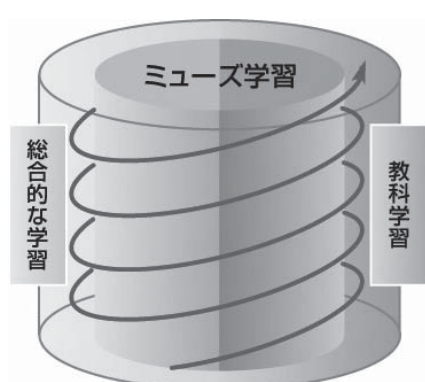
ミューズ学習

初等部では、六つの思考スキルを全児童の基礎的な学習の資質とするために、各クラス年間十二時間程度の習得する時間を設けており、キャンパス名にちなんでミューズ学習の時間と名付けています。内容やレベルは学年によって異なりますが、例えば三年生の「分類する」では、「果物屋になって四種類の果物（各種類三個ずつ、それぞれに値段や仕入れ日が異なる）を三つの皿に並べて店頭に出すにはどのような方法があるか」を課題にし、「視点を決めて仲間分けし、その理由を説明する」という到達目標を与え、十二枚

の果物カードと三つの皿を渡します。

児童は、それぞれ視点を決め、仲間分けの理由を説明すると同時に、ほかにも視点や仲間分けの方法があることを知り、それらを通して「分類する」の意味を理解する、といった授業を展開しています。つまり、ミューズ学習は、「考え方を考える時間」であり、このようにして習得された思考スキルが、教科学習や総合的な学習の時間等での問題解決の方法として活用され、その成果がミューズ学習の時間において昇華し、さらにレベルアップした思考スキルとなって教科や総合的な学習の時間でのより高次の課題解決に役立っていくという、思考スキルのスパイラルアップの連続を期待しているものです。

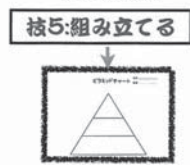
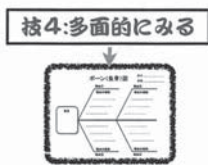
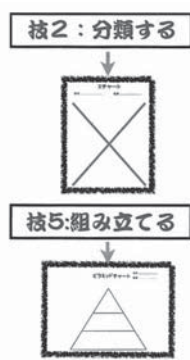
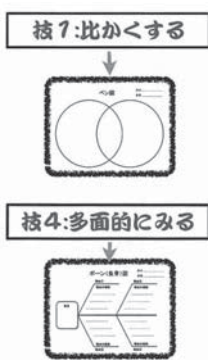
また、思考スキルを効果的に習得させるために、思考スキルに応じたツール（本校ではこれをシンキングツールと呼んでいる）を用意しています。こ



ミューズ学習の展開イメージ



6つのシンキングツール



れによる思考スキルの習得効果は極めて高く、思考スキルとシンキングツールは一体のものとなっています。

開校から最初の二年間は、六つの思考スキルとシンキングツールの活用に限って研究してきましたが、昨年度からは、教科独自の思考スキルについての研究を始めており、今年度も継続することになっています。

思考スキルとシンキングツールは、当初、総合的な学習の時間を中心に活用されていましたが、現在では、国語、社会、算数、理科、生活等の教科においても広く活用されるようになっていきます。また、児童の習熟度も高まり、

最近では複数の思考スキルを活用し、より深い考察ができる児童も出てくるようになってきました。

終わりに

このような実践に対し助言を得るため、本校では毎年発表会を開催していますが、年度を追うごとに多くの参加者があり、わずかずつですが手応えを感じられるようになってきました。しかし、一貫教育の柱としての思考力の育成は、単に学力の向上だけではなく、思考の深化による行動の変容や人間的成長についてもつながるものでなければならず、本来的な意味においての思考力はまだまだ不十分であると考えています。

初等部は、校訓として「考動一学びを深め 志高く」を掲げていますが、これは児童だけでなく教員としての目標にもしており、これからの教育活動の中でこの校訓を児童と一体となつて実のあるものにし、関西大学初等部の確かな歴史を築いていきたいと考えています。

寄稿者紹介

田中 明文（たなか あきふみ）

大阪府下の公立小・中学校校長を経て、二〇〇九年より関西大学初等部開設準備室総括、二〇一〇年より関西大学初等部初代校長。

第四回 私学リーダーズセミナー・ 第二回 私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定した財政基盤の確保や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、財政運営と教学の一体改革に取り組むことが何より必要となっています。そこで私学事業団では、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを昨年度に引き続き開催いたします。

第四回 私学リーダーズセミナー

理事長や学長等私学のリーダーを対象に、それぞれが経営面・教学面の知識を深め、経営情報や問題意識を共有化し、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「第四回私学リーダーズセミナー」を開催することといたしました。

本セミナーでは、学校法人ごとの財務状況分析を基に、問題点の把握、今後の対応策の検討を本事業団職員とともに行う個別法人分析会や、経営改革に関する具体的・専門的な相談に応じるため、本事業団の「専門人材バンク」に登録された会計士等の専門家による個別相談会も同時に実施します。

○申込締め切り日 六月十四日（金）

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三（三三三三）七八三八・七八四八

第二回 私学スタッフセミナー

教職協働の観点から、職員の能力開発が重要性を増しています。そこで、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象に、魅力向上を目指す大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「第二回私学スタッフセミナー」を開催することといたしました。

本セミナーでは、学校法人経営や高等教育政策の課題について、広範な知識と柔軟な思考力を習得するための双方向講義や、グループワークによる実践的な研修を実施します。

○申込締め切り日 六月七日（金）

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎〇三（三三三三）七八四四・七八四五
Eメール（セミナー共通）
center@shigaku.go.jp

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：

- ①箱根【対岳荘】 平成25年9月25日～27日
- ②葉山【相洋閣】 平成25年10月23日～25日

対象：25歳～30歳の大学・短大職員（各会場とも）

定員：各法人1名とし、各会場20法人を選定

○1日目

時 間	研 修 内 容 等
13：00～	開会・オリエンテーション
14：10～	講演「私学行政の現状」
15：20～	講演「私立学校法について」
16：20～	講演「大学改革の現状」
18：30～	懇親会

○2日目

時 間	研 修 内 容 等
9：10～	講演「大学教育の課題」
10：40～	講演「大学職員の心得」
13：00～	講演「学生動向の現状と課題」
14：05～	講演「学校法人会計と財務分析」
15：10～	講演「経営分析と経営計画」
16：20～	グループワークⅠ

○3日目

時 間	研 修 内 容 等
8：30～	グループワークⅡ
10：40～	理事長講演
13：00～	修了証書授与・閉会（15：00解散）

◆私学リーダーズセミナー

開催場所・日時：

- ①東京【東京ガーデンパレス】 平成25年10月7日・8日
- ②京都【京都ガーデンパレス】 平成25年12月11日・12日

対象：①学長（副学長）中心 ②理事長（理事）中心

定員：各会場20法人を選定

○1日目（財務の見方を習得し、自法人の状況を把握）

時 間	研 修 内 容 等
10：30～	開会
10：40～	講演「学校経営入門講座（私学経営）」
12：40～	講演「学校経営入門講座（学校法人会計基準）」
13：50～	講演「学校経営入門講座（財務分析）」
15：00～	個別法人分析会 ※1
17：00	専門家相談会 ※2
17：00～	意見交換会（懇親会）

※1 1時間入れ替え制（経営相談）

※2 希望法人のみ

※3 私学事業団の寄付金、学術振興基金、補助金等の業務についてご案内します。

○2日目

（教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成）

時 間	研 修 内 容 等
10：10～	講演「私学に求められるもの」
12：50～	講演「大学の魅力向上に向けて」
14：10～	シンポジウム
15：50～	閉会

特定健康診査のご案内を六月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

平成二十五年度の特定健康診査及び
特定保健指導を下表スケジュールによ
り実施します。

私学事業団から六月下旬に、案内書
(実施要領等)・対象者リスト等を学校
法人等へ送付しますので、内容を確認
のうえ、手続きをお願いします。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法(労働
安全衛生法)に基づいて実施する定期
健康診査の結果データを活用します。
特定健康診査の検査項目の受診漏れが
ないようにしてください。

「標準的な質問票」のうち、必須項
目(服薬の有無、喫煙の有無)の記入
漏れが多数見受けられますので、確認
のうえ提出してください。

【提出方法のお願い】

健診結果データは、できるだけ私学
共済ホームページ(事務担当者コー
ナー)▼特定健康診査・特定保健指導
に掲載している「**健診結果提出用EX
CELデータ作成・チェック機能**」の
入力フォーマットの利用及び電子デー
タによる提出にご協力ください。

(注) 二十五年度の健診結果における
「HbA1c」については、国際
標準の測定法(NGSP相当値)

での記載をお願いします。

健診結果データの提出期間

平成二十五年七月～九末日

※十月以降に定期健康診断を実施
する学校法人等の提出期限

二十六年一月三十一日まで

※二～三月に定期健康診断を実施
する学校法人等の提出期限

二十六年五月三十一日まで

保健指導を円滑に実施するた
め、健診結果は、対象者全員分
が揃ってからでなく、整った分
から、順次送付をお願いします。

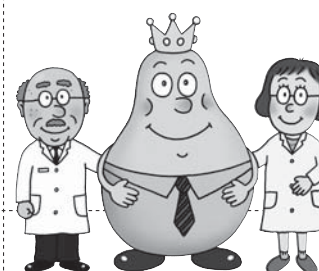
【被扶養者の特定健康診査】

本事業団が送付する「案内書(被扶
養者向け)」に同封されている、「特定
健康診査受診券」(有効期限二十六年
三月三十一日)により、指定健診機
関で受診していただきます。

「案内書(被扶養者向け)」が学校法
人等に届いた際には、**加入者を経由し
て、対象者(被扶養者)への配付をお
願ひします。**

被扶養者の受診率が低くなっていま
す。**受診券が必ず被扶養者の手元に届
くよう、ご指導をお願いします。**

平成25年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
H25			
6月	案内書・被扶養者の受診券（有効期限：平成26年3月31日）・対象者リストの発送（6月下旬ごろ）	学校法人等 定期健康診断結果データの提供、案内書（被扶養者向け）配付 ↓ 被扶養者等 受診券による 健診・結果データの提供	
7月	25年度分健診結果データ 受付順に、階層化・登録		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券（有効期限：平成26年7月31日）を同封		
9月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）	特定保健指導利用開始
10月		（順次）	
11月	○国へ24年度分特定健診等実績報告		
12月			
H26		学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目）（10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）	
1月	（順次）	〔受診券の有効期限：平成26年3月31日〕	
2月		＜次年度＞	
3月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（3回目）（2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
4月			
5月			
6月			↓
7月			25年度特定保健指導の利用 〔利用券の有効期限：平成26年7月31日〕

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は
平成二十五年七月十日（水）です
業務部 資格課

標準給与の月額とは、毎月納付する掛金額や年金などの給付金の計算のもととなっています。このため実際に受けている給与月額との差が生じないよう、毎年一回、「定時決定」により見直しを行っています。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等を使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を「標準給与と基礎届書（以下「基礎届書」といいます）」で報告していただき、その平均給与額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

①対象となる加入者

- 資格取得日が二十五年五月三十一日以前で、七月一日現在加入している人

- 加入者資格を有する休業者や育児休業等取得中の人及び七十歳以上の人も対象になります。

②対象とならない加入者

- 二十五年六月一日以後に資格を取得した人
- 二十五年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月中旬に「基礎届書」と提出についての通知文を学校法人等あてに送付します。

※磁気媒体又は電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。

※私学共済ホームページ（事務担当者のコーナー）磁気媒体での申請から「基礎届書」を磁気媒体で作成することができまのでご利用ください。

年平均額による保険者決定に該当する場合

昨年度の定時決定から、下表の三つの要件に該当する場合には、過去一年間の平均給与月額によって本年九月からの標準給与の等級及び月額を決定することができるようになりました（年平均額による保険者決定）。

①手続方法について

年平均額による保険者決定の要件に該当し、本人が希望する場合は、「標準給与と基礎届書」の提出とともに、「保険者決定（年間給与の平均額で算定）

要件	1. 当年4～6月の給与額を基に算出した給与月額が、前年7月～当年6月の過去1年間の月平均給与額によって算出した給与月額と比べて2等級以上の差があること。
	2. この2等級以上の差が「業務の性質上例年発生すること」（注1）が見込まれること。
	3. 加入者が同意していること。

（注1）「業務の性質上例年発生すること」とは、
 ・毎年4～6月が繁忙期にあたるため、4～6月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されるなど、例年季節的な給与変動の起こることが想定される場合
 ・単年度のみ等、業務の一時的な繁忙により給与が増加する場合は対象外となります。
 ・給与変動が起こる部署を単位として対象とします。

②注意事項

・七月から九月までのいずれかの月を改定月とする標準給与の改定が行われる場合は、その給与改定が優先されるため年平均額による保険者決定を行うことはできません。

・標準給与の月額は年金や傷病手当金など、加入者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意のうえ、お手続きください。

・平均額を算出する際に出る、一円未満の端数については切り捨てとなります。

必ず基礎年金番号をご記入ください

業務部 資格課

資格取得報告書は、基礎年金番号欄の記入がない場合は返送となりますので、基礎年金番号を確認し、必ずご記入のうえ提出してください。

基礎年金番号は年金手帳、基礎年金番号通知書等で確認できます。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所の窓口にご相談ください。

なお、二十歳未満の人や外国人の人で基礎年金番号をお持ちでない人は、基礎年金番号記入欄の「2. 無」を○で囲み提出してください。

共済制度学校法人等調査を実施します

業務部 資格課

私学事業団では、学校法人等から報告された「学校法人等異動報告書」に基づいて学校等の情報を管理していますが、その後の異動等により最新の状態でない情報が登録されていることがあります。また、認定こども園をはじめとする学校等の形態の多様化や昨今の社会保障制度の改正に伴い、より正確な情報管理が求められていますので、六月上旬に学校法人等調査を実施します。

法人・学校・連絡先情報等の内容をご確認のうえ「法人調査回答票」及び「学校調査回答票」に記入し、平成二十五年七月十七日（水）までにご提出をお願いします。

標準給与改定が必要なとき

業務部 資格課

標準給与の改定（随時の改定）

標準給与とは、資格取得又は定時決定によって確認し決定されますが、**固定的給与が変動し**、大幅な給与の増減があった場合は「標準給与改定届書」の提出が必要です。

1 通常の場合

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与の月額表で二等級以上の増減に該当した場合をいいます。

2 一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合

標準給与には上限と下限があり、昇給や降給などによって給与が大きく変動しても二等級以上の差が生じない場合があります。

例えば、標準給与が第四十二級の加入者の場合は、第四十三級が上限であるため、大幅な給与の増加があったとしても二等級以上の差が生じることになりません。同様に、第二級の加入者に大幅な給与の減少があった場合にも、第一級が標準給与の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準給与に反映されないこととなります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級として第四十四級の「一二四万五、〇〇〇円以上」、第〇（ゼロ）級の「九万五、〇〇〇円未満」を設定します。

第四十二級又は第二級の加入者にこの仮定の等級への増減があった場合は、大幅な増減として一等級の増減であっても標準給与改定の届け出が必要です。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を記入し、改定月（変動した月から四か月目）の十日までに提出してください。四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定

六十歳以上の加入者が、退職後引き続き再雇用され、次の要件のすべてに該当した場合は、再雇用月より即時に標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

- ①六十歳以上の加入者
- ②同一学校法人等において雇用契約上いったん退職し、一日の空白もなく引き続き再雇用されること

- ③当該再雇用時において、現に確認されている標準給与の月額と比べ一等級以上の増減があること
- ④本人が給与改定を希望していること

なお、①～④の要件を満たさない場合であっても、上記**標準給与の改定**

（随時の改定）に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

再雇用された日の属する月の給与が変更となった場合に、当該月を算定基礎月として、その月から標準給与を改定します。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」に、当該加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

育児休業等終了後の標準給与の改定

三歳未満の子を養育する加入者が育児休業等を終了後に継続して勤務し、次の要件のいずれにも該当した場合は、標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

- ①育児休業等を終了した日において、当該育児休業などにより養育している子が三歳に達していないこと
- ②職場復帰の日を含む三か月の給与の

平均が、現に確認されている標準給与の月額に比べ一等級以上の増減があること

③本人が給与改定を希望していること

なお、①～③の要件を満たさない場合であっても、上記**標準給与の改定**（随時の改定）に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

育児休業終了日の翌日の属する月から継続した三か月の給与の平均額を給与月額として、その翌月（職場復帰した月から四か月目）から標準給与を改定します。

ただし、職場復帰が途中で給与支払いの対象となった日数が十七日未満であるときは、その翌月から継続した二か月の給与の平均額を給与月額とします。改定後の標準給与の月額は、その年の八月まで（当該改定月が七月から十二月の場合は翌年の八月まで）の適用となります。

※育児休業等終了後の標準給与の改定により標準給与の月額が下がる場合は、「標準給与の従前保障」の申請が済んでいるか確認してください。

◆届け出の方法

加入者が職場復帰して三か月を経過した後、「標準給与改定申請書（育児休業等終了者用）」により、学校法人等を経由して速やかに私学事業団に提出してください。

平成二十五年度の の年金額

四月分から九月分までは
昨年度と同額

年金部 年金第一課

総務省発表の平成二十四年平均の「全国消費者物価指数」（下図において「物価指数」といいます）の変動率が対前年比で〇・〇％であったことに伴い、二十五年四月分から九月分までの年金額は昨年度と同額になりました。このため、二十五年四月においては、年金額の改定通知書の送付は省略させていただきます。

「年金請求（ひんねんきせう）の 送付時期 年金部 年金第一課

昭和二十八年四月二日以後に生まれた人からは、六十歳では年金の受給権は発生しないこととなります。下表のとおり、生年月日に応じて受給権が発生する年齢が異なりますので、請求手続きの時期等についてご注意ください。

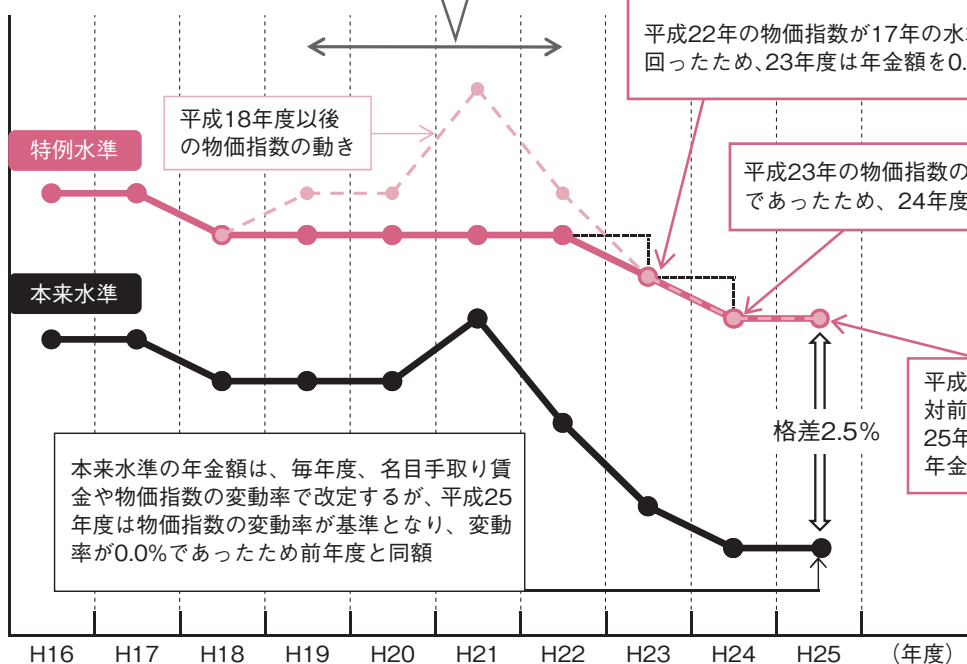
これらの人に対して私学事業団から退職共済年金の請求についてのご案内をお送りするのは、六十歳の三か月前ではなく、下表の年齢の三か月前になります。

生年月日	年齢
昭和二十八年四月二日～ 昭和三十年四月一日	六十一歳
昭和三十年四月二日～ 昭和三十二年四月一日	六十二歳
昭和三十二年四月二日～ 昭和三十四年四月一日	六十三歳
昭和三十四年四月二日～ 昭和三十六年四月一日	六十四歳
昭和三十六年四月二日以後	六十五歳

平成二十五年十月分以降の 年金額の改定について

- 現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも二・五％高い水準（特例水準）となっています（下図参照）。
- 二十四年の法律改正で、二十五年十月、二十六年四月及び二十七年四月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。
- このため、二十五年十月分以降としてお支払いする年金額は、四月分から九月分までの額から、マイナス一・〇％の改定が行われます。
- なお、改定結果については、二十五年十月以降改定通知書にてお知らせします。

平成19年度から22年度までは、物価指数が前回改定の基になる水準（平成17年）を上回っていたため、特例水準の年金額を据え置き



人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

人間ドックを利用した場合、年度内1回に限り補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）、被扶養者及び75歳以上で引き続き勤務されている教職員（被扶養者を除きます）

●補助対象となる人間ドック

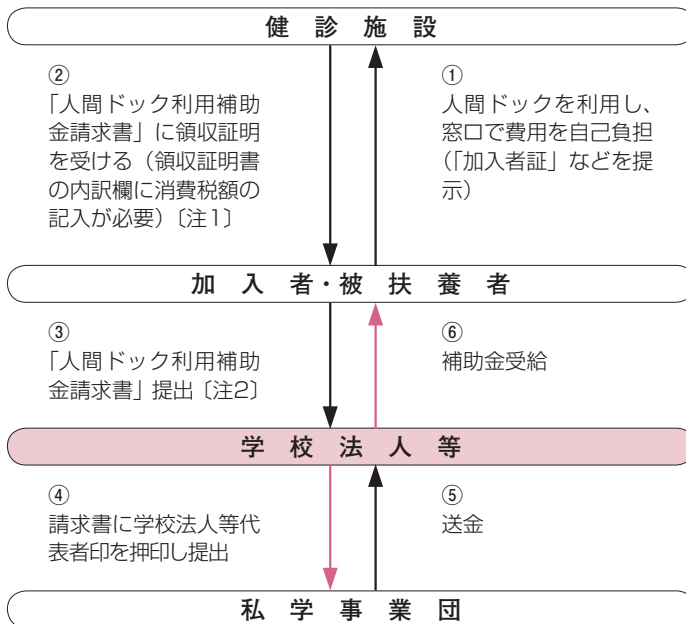
私学事業団で定めた基準検査項目表（右表）の検査をすべて実施した場合にのみ対象となります。検査項目が不足していると補助の対象となりませんので、検査項目漏れのないようあらかじめ健診施設に確認のうえ利用してください。

なお、健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

●補助金

消費税を除く利用料金の60%相当額を補助金として支給します。ただし、補助限度額は3万円となります。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付。

〔注2〕 任意継続加入者は直接私学事業団へ提出。補助金は任意継続申出時の登録口座に原則1か月で送金します。

学校法人等の実施する健康診断等を受けることができず、人間ドックの検査結果を特定健康診査の実施に代える場合については、人間ドック利用補助金を請求する際に、①「人間ドック利用補助金請求書」、②「特定健康診査受診結果票」、③「標準的な質問票（22項目）」をあわせて提出してください。①～③は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

基準検査項目表

検査項目		区分	日 帰 り の 人 間 ド ッ ク	1泊2日以上 の 人 間 ド ッ ク
既往歴の調査及び質問票			○※1	○※1
自覚・他覚病状の検査			○	○
身体計測	身 長		○	○
	体 重		○	○
	B M I		○	○
	腹 囲		○	○
生 理	血 圧		○	○
	標準12誘導心電図		○※2	○※2
	眼 底 検 査		○	○
	眼 圧 検 査		○	○
	視 力 検 査		○	○
	肺 機 能 検 査		○※3	○※3
X線他	胸 部 X 線		○※4	○※4
	胃 X 線		○※5	○※5
	腹 部 超 音 波		○※6	○※6
生 化 学	総 蛋 白		○	○
	A / G		○	○
	ア ル ブ ミ ン		○	○
	ク レ ア チ ニ ン		○	○
	尿 酸		○	○
	総コレステロール		○	○
	HDL-コレステロール		○	○
	LDL-コレステロール		○	○
	中 性 脂 肪		○	○
	総ビリルビン又は尿ビリルビン		○	○
	G O T		○	○
	G P T		○	○
	γ - G T P		○	○
	A L P		○	○
	血 糖		○ (空腹時)	○ (負荷)※7
	H b A 1 c		○	○※7
血 液 学	赤 血 球		○	○
	白 血 球		○	○
	血 色 素		○	○
	ヘマトクリット		○	○
	血 小 板 数		○	○
	M C V		○	○
血 清 学	M C H		○	○
	M C H C		○	○
	C R P		○	○
尿	血液型 (ABO、Rh)		○初回のみ必須	○初回のみ必須
	H B s 抗 原		○	○
	蛋 白 半 定 量		○	○
	尿 糖		○	○※7
	潜 血		○	○
	沈 渣		○※8	○※8
	比 重		○	○
	便 潜 血		○※9	○※9

※1 既往歴の調査及び質問票（特定健康診査における「標準的な質問票」による服薬歴及び喫煙習慣の状況等にかかる22項目の調査）

※2 負荷試験は任意で実施

※3 努力性肺活量1秒量

※4 フィルム大角2枚 2方向

※5 胃X-P 4F8枚以上（分割を含みます）

※6 検査対象臓器は胆のう・肝臓（脾臓を含む）・膵臓・腎臓とする。ただし、

膵臓検出できないときはその旨記載すること

※7 血糖3回、75gブドウ糖負荷試験を実施。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」、「尿糖」及び「HbA1c」で可

※8 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可

※9 免疫法で実施。2回法が望ましい

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除きます）へ送付します。

次のことにご注意のうえ、賞与等を支給した日（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算して、最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金は、6月20日（木）受付分までは、6月分の掛金で調定する予定です。

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、支給のない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与区分まで二重線で抹消してください。
※0円又は空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付しています。
- 記入に際しては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」14ページ又は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」に掲載の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れにご注意ください。
- 磁気媒体又は電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請については、あらかじめ私学事業団の承認が必要です。【資格課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

7月2日送金分は6月14日（金）、7月22日送金分は6月28日（金）が締め切り日となります。通常の締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日・祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。【貸付課】

「事務の手引」「レター」7月号等の送付

平成25年版「事務の手引」、加入者向広報「レター」7月号等を7月初旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、5月末現在の加入者数（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）となります。不足の場合は広報班までご連絡ください。「事務の手引」はお持ちの「平成23年版 様式用紙等の記入例集」と併せてご活用ください。【広報班】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者を対象）の申し込み締め切りは6月10日（月）必着です。希望する方は早めにお申し込みください。【保健課】

積立共済年金と共済定期保険の前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込み締め切りは6月28日（金）必着です。【積立共済年金】

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）・中途一時払の申し込みも受け付けます。

【共済定期保険】

「家族年金コース」「医療保障コース」の同時加入可及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみを受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間（11月）での取り扱いとなります。【保健課】

6月の共済業務スケジュール	
3日(月)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 5月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限（必着） 生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
14日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金 5月分掛金口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール	
1日(月)	掛金 5月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 6月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限（必着） 資格 「標準給与基礎届書」提出期限
12日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

役員等の就退任のお知らせ

◆役員

理事(非常勤)

新任 國枝 マリ

赫 彰 郎

(平成25年5月1日付)

◆共済審査会委員

退任 鈴 鹿 勇 二

(平成25年4月14日付)

新任 川 並 孝 純

(平成25年4月15日付)

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電の取り組みが必要とされていることから、**5月1日～10月31日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装での執務を実施**しています。本事業団にお越しの節は、取り組みへのご理解をお願いします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、
(社)日本工業倶楽部様
からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成25年5月末現在の基金保有額は53億9,738万円、資金交付累計額は72億7,898万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。6月は、「平成24年度補助金に係る事業の実績報告」について掲載する予定です。

助成部 補助金課

☎03(3230)7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査提出のお願い

学校法人基礎調査の提出については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月28日(金)

○〔文部科学大臣所轄法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕

→教員数(大学院担当等)・職員内訳等教職員数関係、財務関係等

○〔知事所轄法人(高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用)〕

→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「決算関係書類(平成24年度計算書類及び附属明細表)」を文部科学大臣・知事所轄法人ともに、私学情報室まで郵送にてご提出ください。なお、私立大学等経常費補助金の関係ですでに補助金課あてに提出している場合であっても、別途ご提出をお願いします。

※学校法人の皆様にご利用いただいております「基礎調査票e-マネージャ」は、原則終日ご利用できます。

ただし、月曜日が祝日等で休日の場合は、土曜日の正午から火曜日の午前9時までの間は休止させていただきますのでご注意ください。

詳しくは、平成25年度学校法人基礎調査の「操作マニュアル・入力要領」をご参照ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7840～7843・7850

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

とてもお得な広島ガーデンパレス宿泊プラン

瀬戸内海は、複雑な地形の海底と早い潮流が特徴の豊かな漁場です。
 6月には広島湾の小さいわしの漁が解禁され、産卵期を前に地物のアジが旬を迎えます。梅雨明け後は、名産の太めの穴子が食欲をそそります。

広島ガーデンパレスで、瀬戸内の郷土料理をぜひご堪能ください。

宮島プレミアム御膳プラン

1泊2食 1名様 **7,980円**

期間：通年（年末年始を除きます）

夕食は、瀬戸内海で水揚げされた新鮮なアジの姿造りや地元広島の食材を盛り込んだお料理をご満喫いただけます。



プレミアム御膳
(イメージ)

選べる美味しいもんプラン

1泊2食 1名様 **6,980円**

期間：通年（年末年始を除きます）

夕食は、「広島レモン鍋御膳」、「広島赤地鶏の藻塩焼御膳」、「季節の釜飯御膳」からお好きなメニューをお選びいただけます。



広島レモン鍋御膳(イメージ)



広島ガーデンパレス(外観)



ツインルーム(イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082(262)1122
 (JR・新幹線「広島」駅新幹線口から徒歩5分)
<http://www.hotelgp-hiroshima.com>

融資事業のご案内

平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成25年6月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.3	0.7	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp